

市・市民・所有者等が協働で取り組む空き家等の対策

◆みんなで取り組みましょう！

- 将来を見据え、空き家の発生に対する予防的な取組を講じましょう。
- 管理不全な空き家等の情報を市にお知らせしてください。
- 所有・管理する空き家が周辺に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任で適切に管理しましょう。
- 所有・管理する空き家の利活用を図りましょう。

◆特に所有者等は・・・

- ・建築物が倒壊等しそう
- ・屋根、外壁等が落下、飛散等しそう
- ・多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している
- ・落書き等により外壁等が汚損・破損している
- ・多数の窓ガラスが割れている
- ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している
- ・敷地内にごみ等が散乱、山積している
- ・腐朽、倒壊、枝折れ等した枝等が道路や近隣の敷地等に散らばっている
- ・枝等が道路等にはみ出し、通行を妨げている
- ・門扉が未施錠、窓ガラスに割れがあるなど不特定の者が容易に侵入できる

→空き家がこうした状態にならないように適切に管理しましょう！

もし、これらの状態に至ってしまうと…

条例に基づく「特定空き家等」に該当

◆特定空き家等への対応

各状態の程度を踏まえ、改善に向け所有者等に以下の流れで手続きが進みます。

○指導・助言



○勸告



○命令

- ※勸告とは、制裁的な性質を有する行政指導です。
- ※勸告を受けると、固定資産税の住宅用地特例が解除され、税額が最大6倍になります。
- ※命令を受けると除却等を行う法的義務が生じます。
- ※命令に従わないと、行政代執行として、所有者等に代わり市が除却等を行うとともに、その費用を義務者に請求します。

◆緊急安全措置

管理不全な空き家が緊急の場合、安全確保のため、市が敷地に立入り最低限の対応をします。（※費用は所有者等に請求）